

第3回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会

配 付 資 料

資料1 資料収集方法について

資料2 周辺に残る旧陸軍歩兵第44連隊の関連施設について

資料3 管理運営方法について

資料4 概算費用及び保存修理のスケジュールについて

資料5 施設の整備方針（案）

[別紙1-1] 旧国立印刷局高知出張所 事務所見取図

[別紙1-2] 展示の参考事例

[別紙2] 旧陸軍歩兵第44連隊周辺の関連跡地

[別紙3] 明治39年地図

[別紙4] 昭和22年航空写真

[別紙5] 平成22年航空写真

[別紙6] 高知県が所管する歴史分野の施設

[別紙7] 県外における戦争資料を取り扱う施設

資料収集方法について

1. 資料収集について

(資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

(中略)

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

『博物館の設置及び運営上望ましい基準』

平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号より

2. 資料収集の考え方

- (1) 先の大戦からすでに 74 年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少により、記憶の風化が憂慮される現状において、近代資料は戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を物語る県民共通の遺産である。
- (2) 高知県が設置されてから令和 3 年で 150 年を迎えることを契機に、現在新たな『高知県史』の編纂に向けた検討を始めており、この新たな県史の編さん過程を通じて、本県の近現代史の資料収集が活発に行われていくものと考えているが、戦後 74 年が経過し、資料の散逸が憂慮されることから、早急な対応が必要である。
- (3) 本県では、郷土の歴史・考古・民俗に関する資料等の調査研究、収集、保存、展示を高知県立歴史民俗資料館が行っており、当該資料館が主体となって対象時期や対象資料、収集方法を示す具体的な収集に関する基本方針と計画を策定し、近代資料を収集していくことが望ましい。

【1】周辺に残る旧陸軍歩兵第44連隊の関連施設について

朝倉地区は、旧陸軍歩兵第44連隊兵営地と周辺にはそれに関連する陸軍病院や陸軍墓地等の施設が設置されたことから、高知県の近現代史を考えるうえで大変重要な場所であり、旧陸軍歩兵第44連隊跡地と周辺に点在する関連跡地にある伝承や残存する遺構について、連携した面的な活用を行う。

(1) 旧陸軍歩兵第44連隊の設置

○明治29(1896)年9月…全体計画を公表

《計画》

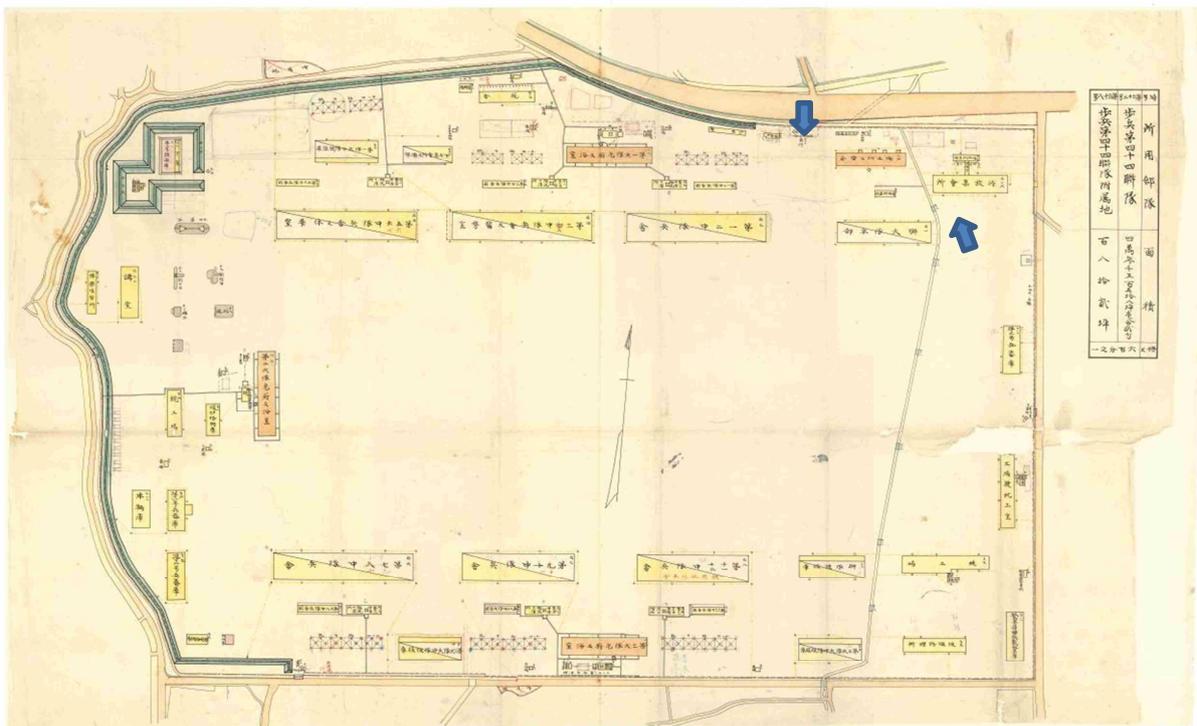
①兵営敷地を朝倉村木の丸神社と同村々役場の間に設けその坪数は4万坪余。②練兵場は同村々役場以南県道以西にあって、その坪数5万坪余。③病院はその西方にあって坪数3600坪余(六十間四方)。④射的場はその南方にあり深田を埋め潰してこれを受け、その坪数25000坪余。また、⑤墓地と作業場は西方山腹にあり、水平4500坪を切り取り、その内1500坪を墓地に、3000坪を作業場に充てる。陸軍省は兵営敷地以外の土地を買収するものこのを一時に行わず、30年度にその4分の1を買収し他は追々着手する。・・・

引用文献：高知市立自由民権記念館紀要第十二号

『歩兵四十四連隊誘致と兵営敷地献納運動』公文豪

(2) 周辺に残る旧陸軍歩兵第44連隊の関連遺構

①兵営



- ・ 大部分は高知大学の敷地になっており、確認できる当時の遺構としては、連隊設置とほぼ同時に構築された庭園が、大学構内の東北隅にあり掘られた池とその中に浮かぶ中島には砂岩製の灯籠が所在する。北東角から正門方向へ向かって約100mのコンクリート塀や正門には築山が残る。また、旧国立印刷局高知出張所跡地に講堂及び弾薬庫が遺存する。



②練兵場

- ・ 『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』の第IV章 文献調査・聞き取り調査では、「ポプラの木がね、端っこに点々とあるだけで、塀も何も無かった。あそこに水路があつてね」「北側の水路、その北側はもう練兵所ですわ。あの道からはもう全部見えたわけ。演習の具合が。」との記載があり、現在は宅地化されてはいるが、調査報告書にも記載される練兵場を周囲を巡っていた水路が名残を確認することができる。
- ・ 県道38号線東側にある祠の敷地内に、軍馬鳳龍の墓が建てられている。軍馬鳳龍は、大正9(1920)年3月22日に歩兵第44連隊に配属されシベリア事変(大正9年～11年)、上海事変(昭和7)年に参加し昭和8(1933)年5月21日に、第44連隊内兵営内で死んだ軍馬の墓であるが、戦後、この地に移したと言われている。



③陸軍病院

- ・ 独立行政法人国立病院機構高知病院の敷地になっており、北側フェンス沿いに高知陸軍病院跡と刻まれた碑が建てられている。

昭和21(1946)年1月31日

陸軍病院を国立高知病院に改組

平成16(2004)年4月1日 現名称に変更



④射的場

- ・宅地化が進んでいるが地割りは当時の面影をとどめる。『旧陸軍歩兵第 44 連隊弾薬庫等調査報告書』の第 IV 章 文献調査・聞き取り調査では、「700 メートルは射撃場でしたね。針木の方へ通る道は流れ弾が当たってはいかんの、土塁がね。なぜ、明確に危険であるかないかがわかるといったら、一番高いところの的の木に、赤い旗(射撃訓練実施の目印)をね。陸軍省所轄地とあるにもかかわらず、平常の時には解放されちゃったという感じですよ」との記載がある。



⑤陸軍墓地

- ・朝倉中学校グラウンド南の道路脇にあるの階段を登ると正面の門柱に陸軍墓地の表札がある。墓地南側の里道との境に「陸軍省所轄地」の標柱がみられる。墓地内には、次の石碑が配置されている。

《将兵の個人墓》

64 基の個人墓が二列に整然と並んでおり、四角柱で頂部が四角錐の形態であるが、生前の階級によって墓石の大きさ、材質に差異がみられる。



《日露役戦歿者墓碑》

昭和 13(1938)年公布の「陸軍墓地規則」による合葬塔建立の原則を受けて、建立されたと考えられ、竣工式典には、知事、各界の代表が参加し、ラジオでの実況中継も行われるなど大規模な式典であった。

《満州事変戦歿将士合葬之墓》

墓地の西北隅に位置し、昭和 8(1933)年 9 月 16 日に建立された。

《忠霊塔》

昭和 17 年(1942)年に建てられたもので、『朝倉陸軍墓地に祀る英霊』によると、日支事変及び大東亜戦争参加郷土編成各部隊の陣没者 9818 柱と記される。

《軍人勅諭拝受記念碑》

明治天皇の軍人に対する勅諭 50 周年を記念して昭和 7(1931)年に 44 連隊兵営内に建立したもので、敗戦により埋められていたものを昭和 33(1958)年移設した。

⑥JR 朝倉駅

・旧陸軍歩兵第 44 連隊が各地に出征した駅である。現在も、約 150m を測る長いプラットホームが残る。

大正 13 年(1924) 3 月 30 日 須崎～日下間開通

大正 13 年(1924)11 月 15 日 日下～高知間開通

大正 13 年(1924)11 月 15 日 国鉄朝倉駅開業

大正 14 年(1925) 2 月 5 日 土佐電気鉄道 朝倉駅前停留場開業

大正 14 年(1925)12 月 5 日 須崎～土佐山田間開通

昭和 10 年(1935)11 月 28 日 須崎～高松開通



(3) 旧陸軍歩兵第 44 連隊に関連するエピソード

①『豹と兵隊』

オスのヒョウ(豹)が昭和 16(1941)年 2 月 28 日、湖北省で歩兵第 236 連隊(別名「鯨部隊」)に保護され、連隊兵士たちはハチと名前を付け可愛がり、ハチもまた兵士たちを慕ったが、戦局が切迫してきたため小隊長であった成岡正久は、ツテをたよって上野動物園に引き取ってもらうことにした。上野動物園でもハチは、人懐っこくおとなしい性格で園内でも有数の人気者であったが、戦時猛獣処分の対象として薬殺された。終戦後に帰国した成岡は、剥製となっていたハチを故郷の高知に連れて帰り、現在は高知県市の図書館「オーテピア」で、展示されている。

「ハチ」題材にした作品等

- ・童話『戦場の天使』
- ・『ハチからのメッセージ』
- ・企画展示「ハチの命展」
- ・「日本動物大賞社会貢献賞」受賞
- ・『豹と兵隊』

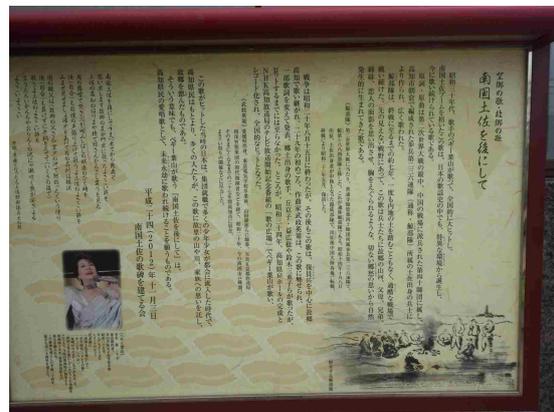


②『南国土佐を後にして』

2018(平成30)年4月に、83歳で亡くなったペギー葉山さんの代表曲「南国土佐を後にして」は、もともとは日中戦争のさなか行軍中の土佐の兵士に歌われていた。

「南国土佐」がヒットしたのは高度成長期の1959(昭和34)年で、100万枚超のレコードを売り上げ、土佐観光ブームを生んだ。「南国土佐を後にして 都へ来てから幾歳(いくとせ)ぞ」の歌い出しであるが、元歌は「都」が「中支(中国の中部)」になっていた。

四国出身者らで編成された旧日本陸軍第40師団の歩兵第236連隊、は1939(昭和14)年に編成された3千人規模の部隊であったが、1946(昭和21)年の復員までに2千人以上が死んだとされる。「南国土佐」が部隊で流行し始めたのは1943(昭和18)年ごろとされ、誰が作ったというわけでもなく、自然発生的に生まれたという。元兵士は、「軍歌ではない。古里をしのび、国に残した両親兄弟を思った望郷の歌。」と語る。



(3) よさこい鳴子踊り

終戦直後の高知県は、戦争の傷跡が色濃く残り地震や台風などの災害が相次いだことから、昭和29(1954)年8月10日、沈滞ムードを吹き飛ばし高知市全体が盛り上がる祭りとして第1回よさこい祭りが開催された。

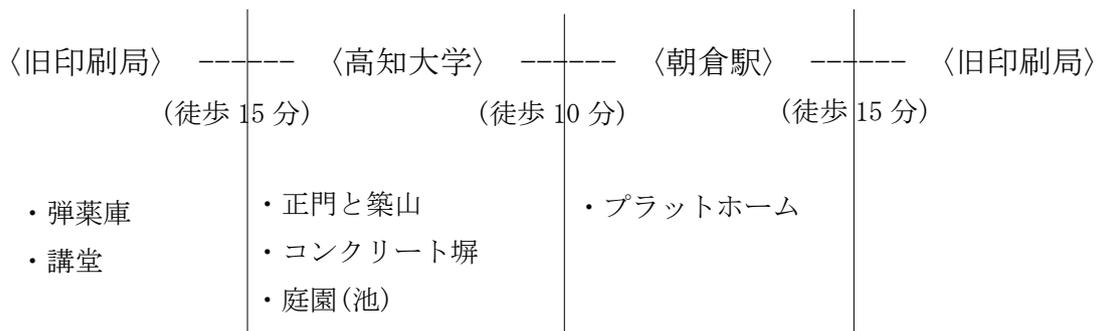
翌年の第2回のよさこい祭り以降、参加団体、人数は増加してきたが、祭りもそれぞれの時代に合わせて年々進化してきた。第4回(昭和32年)にはバンドによる地方車の登場、第9回(昭和37年)には、祭りの様子がテレビ中継された。昭和45(1970)年の大阪万国博覧会では、「日本の祭り」10選の1つとして出演し、昭和47(1972)年にはフランスのニースで海外公演をした。

平成4(1992)年6月、よさこい鳴子踊りに魅了された北海道の大学生により「よさこいソーラン祭り」が開催され、平成11(1999)年の第46回大会からは「よさこい全国大会」が開催されるようになった。よさこい祭りのルールは「鳴子を手に持ち前進する踊りであること」といわれており、これからも高知県らしく自由な発想で形を変えながら発展を続けていくであろう。

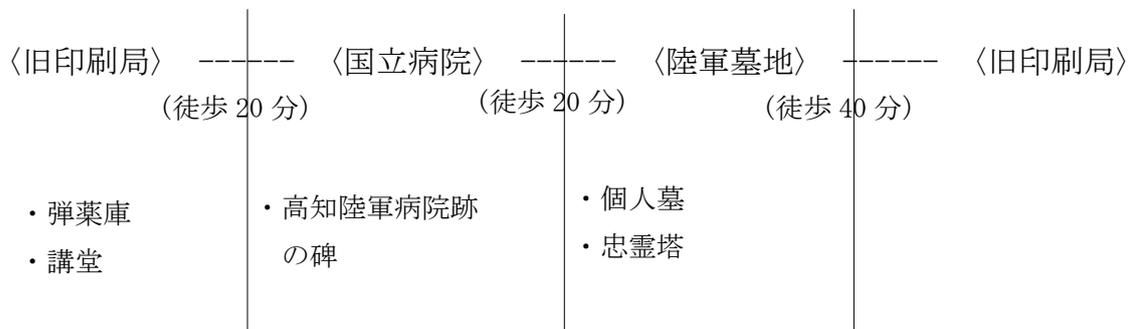
【2】見学コースについて（案）

※いずれのコースも道路脇の水路と水量に多さに着目し、「この水の豊富さこそ」が朝倉の地に、旧陸軍歩兵第44連隊が設置されたことに関係があることを感じる。

①旧陸軍歩兵第44連隊兵営跡地



②陸軍墓地



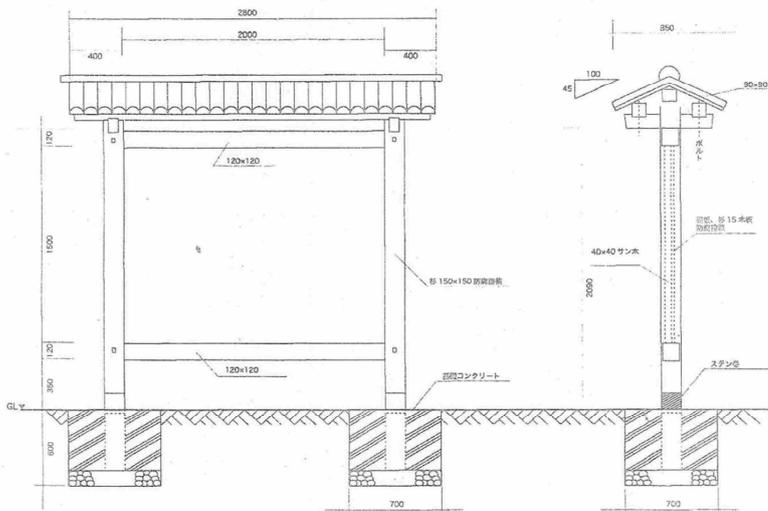
【3】見学コースの整備（案）

(1) 見学コース案内板及び解説板の設置

- ①旧陸軍歩兵第44連隊兵営地全体の配置図と説明板、周辺の関連施設について各位置と説明をした全体説明板を設置する。
- ②周辺施設については現地にも説明板を設置する。

(2) パンフレットの作成

- ①各施設や現地でみられる遺構について説明をする。



参考：居徳遺跡(土佐市)説明板 設置費用(519 千円)

管理運営方法について

1. 運営方式

(1) 直営方式

全ての管理運営業務を自治体が直接行うが、清掃や警備などの施設維持管理については、民間に業務委託されることが、一般的である。

(2) 指定管理者方式

① 全面委託方式

全ての管理運営業務を、公益財団法人や民間企業、NPO 法人などに指定管理者として委ねる。指定管理者は公募又は非公募で選定され、指定管理期間は3～5年が一般的であるが、それ以上の設定も可能である。

② 部分委託方式

管理運営業務の一部を自治体直営で行い、一部を指定管理者に委託する。例えば、調査研究や資料の収集保存などの学芸業務を自治体直営で行い、広報業務や施設の維持管理業務などを指定管理者に委ねる方法がある。

公立博物館における指定管理者制度の導入状況 (%)

設置者	直営	指定管理者	その他	無回答
全体	68.0	27.0	1.8	3.2
都道府県	46.2	46.2	2.5	5.1
市	71.0	25.0	1.8	2.2
町村	76.1	19.2	0.9	3.8

公立博物館における指定管理者制度の委託先

委託先	比率 (%)
1. 設置者である地方公共団体が出資している公益財団法人及び一般財団法人	55.0
2. 上記 1. 以外の公益財団法人及び一般財団法人	6.3
3. 公益社団法人、一般社団法人	3.4
4. 民間企業	18.6
5. NPO 法人	6.3
6. その他	10.4

公立博物館における指定管理の委託期間 (%)

設置者	3年未満	3年	4年	5年	6～9年	10年以上	無回答
全体	3.0	20.7	9.1	62.4	1.3	2.6	0.9
都道府県	0.6	17.0	17.0	57.6	2.4	3.0	0.6
市	3.9	20.7	5.5	66.4	0.8	1.6	1.2
町村	7.7	35.9	0.0	56.4	0.0	0.0	0.0

公立博物館における指定管理の業務範囲 (%)

設置者	全業務	業務の一部	無回答
全体	75.3	23.3	1.4
都道府県	74.5	22.4	3.1
市	75.0	24.6	0.4
町村	71.8	25.6	2.6

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』

平成 29 年 3 月公益財団法人日本博物館協会より

(2) 指定管理者制度導入に関する留意点

- ・ 県の施策全体における施設の設置目的
- ・ 県民に対するサービスの維持と向上
- ・ コスト縮減効果
- ・ 高い専門性や豊富な経験を持つ学芸員の確保
- ・ 新たな学芸員の育成
- ・ 民間企業等による創意工夫の余地

『図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書』

文部科学省生涯学習政策局社会教育課 平成 22 年 3 月より

(3) 類似施設事例

①高知県が所管する歴史分野の施設 (別紙 6)

- ・ 高知県立歴史民俗資料館
- ・ 高知県立坂本龍馬記念館
- ・ 高知県立高知城歴史博物館
- ・ 高知県立高知公園

②県外における戦争資料を取り扱う施設（別紙 7）

- ・予科練平和記念館（茨城県稲敷郡阿見町）
- ・姫路市平和資料館（兵庫県姫路市）
- ・舞鶴引揚記念館（京都府舞鶴市）
- ・大刀洗平和記念館（福岡県朝倉郡筑前町）
- ・浦頭引揚記念資料館（長崎県佐世保市）
- ・万世特攻平和祈念館（鹿児島県南さつま市）

2. 運営体制について

(1) 望ましい基準

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

『博物館の設置及び運営上望ましい基準』

平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号より

(2) 運営体制（案）

部門	業務内容	必要な職員
学芸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集、保存、管理 ・資料の調査研究 ・遺存建造物に関する調査研究 ・資料の展示公開と更新 ・館外活動と連携した企画 ・教育普及事業の企画運営 	収集保存、調査研究、展示公開における専門的な知識と経験を持ち、館外活動にも提案を行うことができる職員
館外活動部門	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸部門との連携による見学コースの策定 ・館外活動における見学ガイド ・館外活動での広報と周辺地域との調整 ・館外活動における事故への対応 ・ボランティアガイドの指導育成 	周辺の関連跡地を活用した企画や運営、ガイドの育成を行うことのできる職員

3. 開館形態について

(1) 望ましい基準

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

『博物館の設置及び運営上望ましい基準』

平成 23 年 12 月 20 日文部科学省告示第 165 号より

(2) 開館形態の考え方

① 開館日・休館日

開館日は、多くの県民が利用できるよう考慮するとともに、展示や施設の適切な管理を行う必要があることから、一定の休館日を設定する必要がある。

全国の博物館（歴史分野）における年間開館日数（％）

開館日数	100日未満	100～149日	150～199日	200～249日	250～299日	300～324日	325日以上	無回答
比率	1.5	1.1	3.2	8.4	23.3	41.4	19.8	1.3

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』

平成 29 年 3 月公益財団法人日本博物館協会より

② 開館時間

開館時間は、管理運営の効率性を考慮するとともに、県民の意向を把握したうえで設定することが望ましい。

全国の博物館における開館時間変更対応

対応状況	変更無し	季節等によって変更	無回答
比率（％）	72.6	26.0	1.4
開館時間変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節 ・ 時期（夏休みやゴールデンウィーク等） ・ 曜日 ・ 特別展開催 		

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』

平成 29 年 3 月公益財団法人日本博物館協会より

③ 利用料金

館内展示の観覧料については、類似施設の料金を参考としながら検討する必要がある。

全国の博物館における入館料の設定

				平成 25 年度
常設展 料金	有料 (%)			67.7
	無料 (%)			29.9
	無回答 (%)			2.4
	大人		平均 (円)	346
有料 博物館	割引、無料の 設定	幼児	割引 (%)	4.7
			無料 (%)	87.8
		小中学生	割引 (%)	46.4
			無料 (%)	35.4
		高齢者	割引 (%)	20.1
			無料 (%)	18.1
		障がい者	割引 (%)	30.5
			無料 (%)	50.5
		団体利用	割引 (%)	91.0
			無料 (%)	0.1
		学校利用	割引 (%)	16.2
			無料 (%)	45.7

全国の博物館（歴史分野）における入館料の設定

入館料の有無 (%)	有料	65.0
	無料	35.0
入館料 (平均)	312 円	

『平成 25 年度博物館総合調査に関する報告書』
平成 29 年 3 月公益財団法人日本博物館協会より

概算費用及び保存修理のスケジュールについて

1. 概算費用

(1) 弾薬庫

①耐震性能は安全確保水準とし、耐震補強を実施する

②概算費用

設計：20,018（千円）、工事：96,125（千円）

※見積業者による現地調査及び耐震診断を行っていないため、一般社団法人日本建設業連合会関西支部建築委員会建築積算部会による「概算見積手法の解説」及び類例を参考にした上限の概算金額となる。なお、想定される工事内容からみて、実際の金額は下がる見込みである。

③現状の外観確認からの破損状況等による想定工事内容

- ・下屋のセメント瓦の葺替え
- ・主体部屋根の隅棟、軒瓦の破損箇所の復旧
- ・下屋床下部の貫の修理・復旧
- ・外壁モルタル塗装の一部塗り直し
- ・樋の交換

(2) 講堂

①耐震性能は安全確保水準とし、耐震補強を実施する

②概算費用

設計：17,215（千円）、工事：157,312（千円）

※算出方法は弾薬庫と同じく、実際の金額は下がる見込みである。

③現状の外観確認からの破損状況等による想定工事内容

- ・入り口シャッターを木製引き違い戸に復原する
- ・東及び西面の窓の破損箇所修理

2. 保存修理のスケジュール（案）

	弾薬庫	講堂
令和2年度	基本設計に係る内容の検討	基本設計に係る内容の検討
令和3年度	基本設計（耐震診断・補強案検討含む）	基本設計（耐震診断・補強案検討含む）
令和4年度	実施設計	
令和5年度	修理工事	
令和6年度		実施設計
令和7年度		修理工事

※現地調査・耐震診断の結果によっては工程短縮の見込み

施設の整備方針（案）

1. 保存活用の考え方

弾薬庫及び講堂が遺存する旧陸軍歩兵第44連隊跡地は、明治30年から昭和20年まで存在した本県の郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊兵営の一部であり、戦争を体験した世代にとっても、戦争を知らない世代にとっても、ここから県内の多くの若者が招集され出征していった、その史実を知るために、大変重要な場所である。

このことから、観光施設としての位置付けではなく、周辺に点在する関連施設や戦争体験者の証言をもとに、44連隊の歴史やその時代背景を理解し、実際に残された建造物を見学することで、県内の小中学生を中心とした「戦争の悲惨さと平和の大切さ」を学ぶ場とする。

併せて、既に戦後74年が経過し、戦争体験者とともに遺族の方々も高齢化している現状において、資料の散逸が憂慮されることから、戦争のあった時代を体験した個人個人の「思い」を受け止め、県内に残る戦時資料を収集、記録、保管、展示し、次世代に繋げる。

2. その他

近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは、大変重要なことであり、資料の収集が進み、将来において県民の気運が高まり、近代から昭和の歴史をきざむ新たな施設の整備を考える際には、最も有力な適地と考えるが、当面は44連隊の歴史やその時代背景を学ぶことができる場として整備する。